

第四管区海上保安本部公示第 46 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 6 年 12 月 18 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

愛知県尾張建設事務所 神谷 孝明

愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 6 - 1

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

令和 7 年 1 月 6 日～令和 7 年 2 月 2 8 日（うち 1 0 日間）

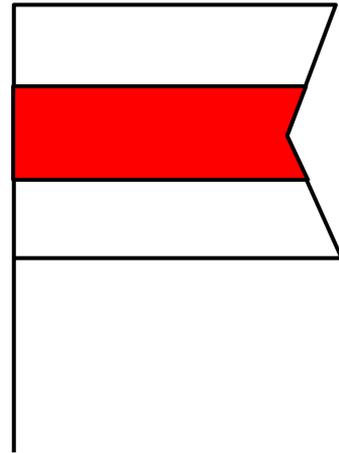
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置

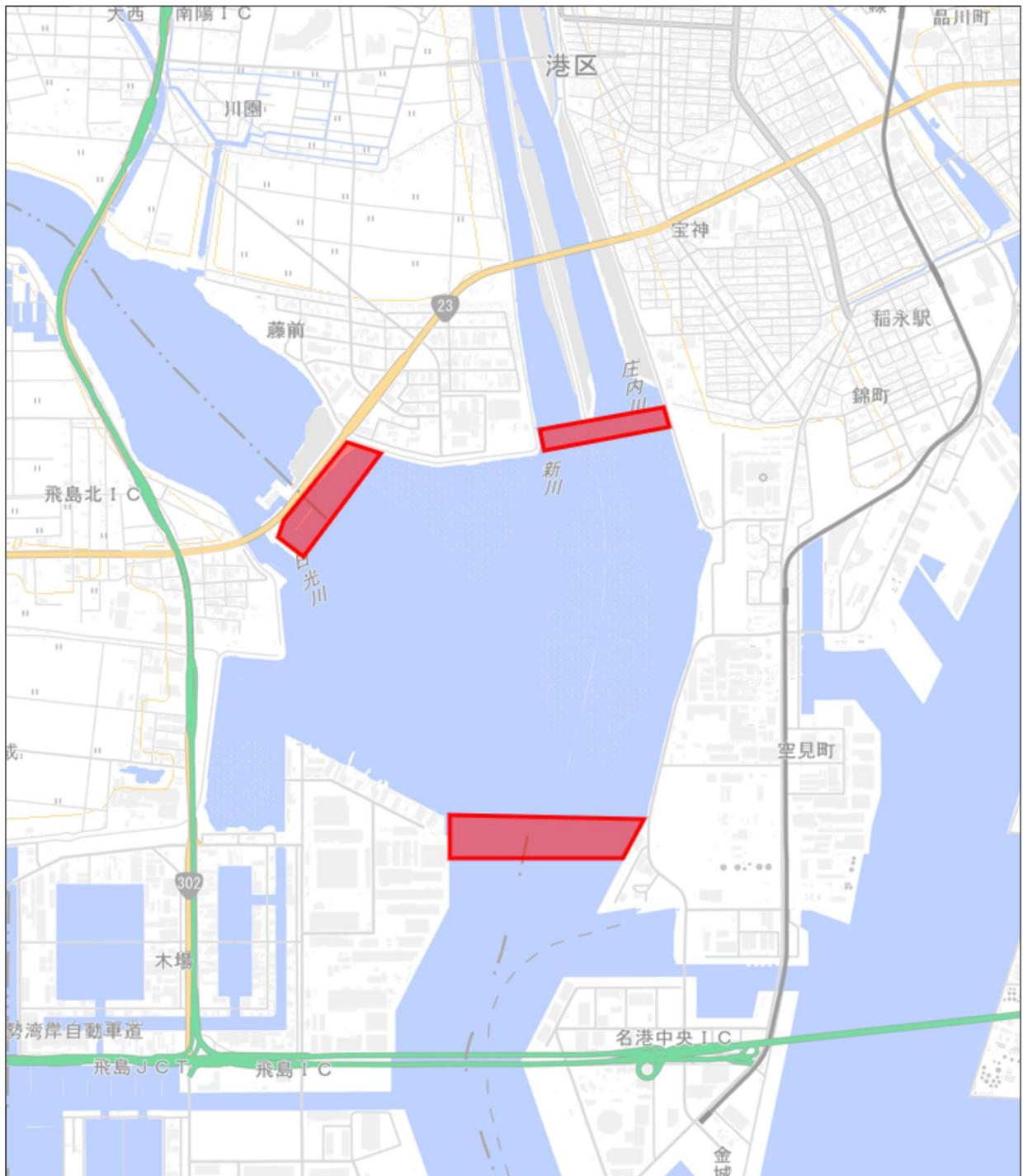
（1）測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省
令第 55 号）第 6 条に定める標識を揚げる。

（2）四管区水路通報による周知。



白
紅
白

別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図